

税制上の優遇措置

弊会への寄附は、特定公益増進法人に対する寄附金となり、税制上の優遇措置が受けられます。

(1)個人の場合・・・寄附金控除

寄附金の額の年間合計額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除できます。

弊会が発行する「領収証」を添付して確定申告をしていただく必要があります。

【例】10,000円のご寄附を頂いた場合（他に寄附額があれば年間の合計額になります）

10,000円 - 2,000円 = 8,000円が所得から控除されます。 所得税率20%であれば、

8,000円 × 20% = 1,600円の税金が減額されます。

(2)法人の場合・・・特別損金算入限度額

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられています。

詳しくは最寄りの税務署または税理士など専門家にお問い合わせください。

[公益法人への寄附 - 公益法人 information](#)

[No.1266 公益社団法人等に寄附をしたとき | 国税庁](#)